

(農林水産委員会)

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三四号)

(衆議院送付)要旨

本法律案は、牛海綿状脳症の発生を契機に国民の食の安全に対する信頼が損なわれている事態にかんがみ、人の健康に有害な畜産物の生産等を防止するため、飼料及び飼料添加物の安全性を確保する等の措置を講じるとともに、公益法人に対する行政の関与を適正化する観点から、飼料の検定制度を見直すものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定飼料等の製造業者に対する登録制度の導入

人の健康に有害な畜産物の生産等を防止するため、適正な品質管理が必要な飼料及び飼料添加物(特定飼料等)を製造する者は、事業場ごとに農林水産大臣の登録を受けて、これを販売することができる。

二、有害な物質を含む飼料及び飼料添加物の製造、輸入又は使用の禁止

農林水産大臣は、有害な物質を含む飼料等の使用が原因となって、人の健康に有害な畜産物の生産等が行われることを防止するため、販売の禁止に加えて、製造、輸入又は使用を禁止することができる。

三、公益法人改革による飼料の検定制度の見直し

安全性に関する特定飼料等の検定を独立行政法人肥飼料検査所が行う一方、栄養成分に関する公定規格の検定については、検定機関を指定制から登録制に改め、公益法人以外の者も検定を実施できるようにする。

四、厚生労働大臣との連携の強化

農林水産大臣は、飼料添加物の指定、飼料等の基準及び規格等の設定等について、食品衛生法上の残留基準との整合性を確保するため、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、農林水産大臣は、飼料及び飼料添加物の製造から販売及び使用に至る一連の国の内外における行程におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、飼料及び飼料添加物の安全性の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならぬとする規定を追加する修正が行われた。